

臨時給付金の申請がスタート!

消費税率の引き上げに伴う暫定的・臨時的な措置として支給される臨時給付金の申請受付が、7月28日よりスタート!

臨時福祉給付金について

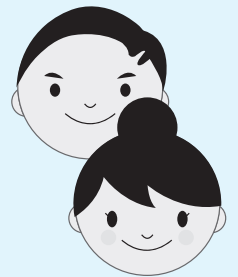
【臨時福祉給付金とは】

平成26年4月から消費税率が引き上げられたことに伴い、所得の低い方々の負担軽減のため、暫定的・臨時的な措置として給付金が支給されます。

【対象となる方は】

平成26年1月1日を基準に大阪市に住民登録されていた方で、平成26年度の市民税が課税されていない方が対象となります。

※「市民税が課税されている方に扶養されている方」や「生活保護制度の被保護者となっている方」は対象外です。



【給付額】

支給対象者1人につき1万円

※老齢基礎年金や遺族基礎年金などの受給者には5千円加算されます。

【申請手続きについて】

7月28日までに大阪市より対象者に申請書を同封した案内が送付されます。申請書に必要事項を記入、捺印のうえ、添付資料を添えて返信用封筒により申請して下さい。

なお、申請先は、基準日(本年1月1日)に住民登録されている市町村です。

申請受付期間 平成26年7月28日～平成27年1月28日(消印有効)

【給付金に関する問合せ先】

大阪市「給付金コールセンター」 06-6461-1600

受付：平日9時～20時 9月までは土日祝9時～17時30分も受付

※各区役所の相談窓口は、保健福祉課です。

子育て世帯臨時特例給付金について

【子育て世帯臨時特例給付金とは】

平成26年4月から消費税率が引き上げられたことに伴い、子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の下支えを目的に給付金が支給されます。

【対象となる方は】

平成26年1月1日を基準に平成26年度1月分の児童手当を受給されている方で、平成25年の所得が所得制限限度額未満の方が対象となります。

※「臨時福祉給付金(裏面)の支給対象者である場合」や
「生活保護制度の被保護者となっている場合」
「基準日から給付金の支給決定までの間に死亡した場合」
は対象外です。



【給付額】

対象児童1人につき1万円

【申請手続きについて】

7月28日までに大阪市より対象者に申請書を同封した案内が送付されます。申請書に必要事項を記入、捺印のうえ、添付資料を添えて返信用封筒により申請して下さい。

なお、申請先は、基準日(本年1月1日)に住居登録されている市町村です。

申請受付期間 平成26年7月28日～平成27年1月28日(消印有効)

【給付金に関する問合せ先】

大阪市「給付金コールセンター」 06-6461-1600

受付：平日9時～20時 9月までは土日祝9時～17時30分も受付

※各区役所の相談窓口は、保健福祉課です。

